

重要事項説明書

相談支援事業所リーフ

株式会社 セカンドライフ

《相談支援事業所リーフ》

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	相談支援事業所 リーフ
所在地	北海道札幌市北区屯田 9 条 7 丁目 3—1 3 ルミエール屯田 101 号室
電話番号	011-788-8316
管理者氏名	高橋 和淳
サービスの種類	指定特定相談・指定障害児相談支援事業
事業者指定番号	特定相談支援「0130204647」・障害児相談支援「0170204143」
事業開始年月日	令和 6 年 4 月 1 日
サービス提供地域	札幌市内全域 石狩市（生振、花畔、緑苑台、花川に限る）他地域要相談
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定特定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的とする。
運営方針	事業所は、指定特定相談支援を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ るよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービスの種類や業務	人員
管理者	管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	1
相談支援専門員	相談支援専門員は、個別支援計画の作成や支援計画に基づき直接的支援やモニタリング等を行う。	1
他の従業員	相談支援専門員の補助を行う。	1

3 営業時間

	適用日	営業時間	備考
1	月曜日～金曜日	9：00～18：00	土曜日、日曜日、祝日は休業
2	年末年始休業		12月30日～1月3日

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、地域移行支援にあたる介護給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただきます。

5 相談窓口、苦情対応

(1) 事業所の相談窓口

苦情解決責任者	高橋 安田	応対時間	9:00~18:00
電話番号	011-788-8316	FAX番号	011-788-8316

苦情受付担当者	佐々木 卓矢	応対時間	9:00~18:00
電話番号	011-788-8316	FAX番号	011-788-8316

(3) その他の相談窓口

苦情受付担当者	福祉サービス 苦情相談センター	応対時間	9:00~17:00
電話番号	011-632-0550	FAX番号	011-613-5486

6 法人の概要

名称・法人種別	株式会社 セカンドライフ
代表者名	高橋 和淳
法人所在地	北海道札幌市北区屯田 9条7丁目3—23
電話	011-788-8316
FAX	011-788-8316

令和　年　月　日

説明確認書

契約締結にあたり、重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 北海道札幌市北区屯田9条7丁目3—13ルミエール屯田101号室

事業者名 相談支援事業所 リーフ

説明者 佐々木 卓矢

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名 _____ 印

(法定代理人)

住所

氏名 _____ 印